

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める経済金融活性化特別地区において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 情報通信産業振興地区及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] (▲91) [平年度] (▲91) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性、豊富な若年労働者を有するなどの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。 このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 投資税額控除等の税制インセンティブにより、沖縄における情報通信産業の更なる企業立地促進及び情報通信技術を利活用する事業の拡大を促進するとともに、所得控除等によって、情報通信産業の集積を推進する。 それにより、沖縄の地理的特性を活かして、情報通信サービスの安定的提供や海外との円滑な取引等を促進するとともに、ひいては国内企業の事業継続性の確保やアジア市場等へ進出する動きを支援し、日本経済の自律的な成長を図る。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 V. 情報通信 (ICT 政策)</p> <p>【施策】 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>																																		
	政策の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・ 立地企業による雇用者数の増加。 ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 <p>2. 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加 																																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成33年3月31日までの2年間																																		
	同上の期間中の達成目標	<p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業の立地企業数を平成33年度までに560社とする。 ・ 立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする。 ・ ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする。 <p>2. 測定指標</p> <p>平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・ 進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 																																		
	政策目標の達成状況	<p>情報通信関連企業の立地企業数及びその雇用者数、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については、目標達成に向けて順調に増加している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数(社)</td> <td>346</td> <td>387</td> <td>427</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>25,912</td> <td>26,627</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td> <td>1,263</td> <td>1,213</td> <td>1,379</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率(%)</td> <td>15.0</td> <td>11.8</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率(%)</td> <td>4.2</td> <td>2.8</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td> <td>49.6</td> <td>△4.0</td> <td>13.7</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成26～27年までは特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。</p> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p>		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	立地企業数(社)	346	387	427	454	雇用者数(人)	25,912	26,627	28,045	29,379	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	—	立地企業の増加率(%)	15.0	11.8	10.3	6.3	雇用者数の増加率(%)	4.2	2.8	5.3	4.8	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	49.6	△4.0	13.7
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																																
立地企業数(社)	346	387	427	454																																
雇用者数(人)	25,912	26,627	28,045	29,379																																
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	—																																
立地企業の増加率(%)	15.0	11.8	10.3	6.3																																
雇用者数の増加率(%)	4.2	2.8	5.3	4.8																																
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	49.6	△4.0	13.7	—																																

有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で 22 件の適用を見込む。(上記達成目標実現等の課程もとでの試算。)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することで、沖縄県内における情報通信産業の集積や高付加価値化を促進し、沖縄の自立型経済の発展に向けた拠点形成に貢献する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
ページ		2—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(地方税の適用状況)</p> <table border="1" data-bbox="387 277 1163 441"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>適用額</td> <td>120</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>適用額</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。なお、平成29年度については同報告書が公表されていないため記載していない。</p> <p>※なお、事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。また、事業所税については那覇市のみ措置。</p>			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	法人住民税	適用額	120	118	91	-	事業税	適用額	0	0	0	-	事業所税	適用額	2	6	5	5
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																				
法人住民税	適用額	120	118	91	-																				
事業税	適用額	0	0	0	-																				
事業所税	適用額	2	6	5	5																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成28年度 適用実態調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 73,111千円 事業税 一千円 ・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 0千円 事業税 一千円 ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(連結) 法人住民税 18,359千円 事業税 一千円 <p>※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。</p>																								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>情報通信産業振興地域・特区における租税特別措置の適用実績は、平成26年度から平成28年度までの3年間で、投資税額控除で約23億円が活用されている。</p> <p>また、平成26年度の本税制改正(要件緩和等)以降、進出企業数は改正前よりも増えるとともに、雇用者数も順調に推移しており、本特例措置が企業進出・事業展開、ひいては沖縄の情報通信産業の集積に一定程度の効果があったものと推察される。</p> <p>なお、沖縄県が実施したアンケート調査においても、約56%の企業が沖縄の特区地域内で事業展開する決め手として「本税制」を選択しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成33年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・ 進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時(平成28年度)の最新データである平成27年度実績では、税制活用企業数が13社であったが、平成28年度は21社、平成29年度は15社となっており、一定の進展が見られる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けては、引き続き企業立地や雇用創出等の促進が必要な状況。</p> <p>〈達成度〉</p> <table border="1" data-bbox="387 1758 1153 1861"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度の適用を受けた企業数</td> <td>21社</td> <td>15社</td> </tr> <tr> <td>上述の雇用者数の増加</td> <td>3,589人</td> <td>2,165人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)において「情報関連企業の立地数」及び「情報関連立地企業による雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。</p> <p>本制度はこれらの計画の実現に寄与するものであり、情報通信関連産業の集積・高度化を通じて、自立型経済の構築を図っていくものである。このため、達成すべき目標は実施計画で定められた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p>		平成28年度	平成29年度	本制度の適用を受けた企業数	21社	15社	上述の雇用者数の増加	3,589人	2,165人															
	平成28年度	平成29年度																							
本制度の適用を受けた企業数	21社	15社																							
上述の雇用者数の増加	3,589人	2,165人																							

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信産業振興地域の創設 <p>平成 14 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の創設 <p>平成 19 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) <p>平成 24 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 <p>平成 26 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5 人) ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) <p>平成 29 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年間延長
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>